

地方公共団体からの情報取得及び通知等事務について

次世代医療基盤法においては、地方公共団体は、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対して医療情報を提供することができる。

①通知事務

窓口での通知

介護保険の申請等で窓口を訪れた方に対して、医療情報提供に関する通知を手渡する



又は

郵送での通知

内閣府のウェブサイトの通知文書を参考に適宜加工等をした上で印刷し、本人宛に郵送する



等

※16歳未満の者又は判断能力を有しない16歳以上の者の場合には、本人に加えて、保護者等に対しても、通知を実施。

③情報提供

通知後、医療情報の提供停止を求めるために必要な期間を置く（30日間を目安とする）

氏名 山田太郎
住所 東京都
:

認定事業者

認定受託事業者による匿名加工

氏名 ----
住所 ---
:



地方公共団体からの通知



情報提供はしたくない
いったんは提供したけれども、
削除してほしい

提供停止の連絡

②提供停止の受付

窓口や郵送、HP上の指定フォーム等で提供停止の申し出を受け付ける

情報提供の停止、
または削除を依頼



学校及び学校設置者からの情報取得及びその場合の通知等事務について

次世代医療基盤法においては、学校及び学校設置者は、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対して医療情報を提供することができる。

①医療情報の取得

定期健康診断（年一回実施） で取得する情報（例）

- ・身長・体重
- ・栄養状態
- ・脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ・四肢の状態
- ・視力及び聴力
- ・目の疾病及び異常の有無



- ・耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- ・歯及び航空の疾病及び異常の有無
- ・結核の有無
- ・心臓の疾病及び異常の有無
- ・その他の疾病及び異常の有無

②通知事務

保護者に対し、保護者会等（※1）で通知を手渡す、又は内閣府のウェブサイトの通知文書を参考に適宜加工等をした上で保護者宛（※1）に郵送する等

※1：16歳未満の者又は判断能力を有しない16歳以上の者の場合には、本人に加えて、保護者等に対しても、通知を実施。



次世代医療基盤法とは？
情報提供の目的とは？
提供停止の申し出の方法は？



学校及び 学校設置者 からの通知

情報提供はしたくない
いったんは提供したけれど、
削除してほしい



提供停止の 連絡

④情報提供

通知後、医療情報の提供停止を求めめるために必要な期間を置く（30日間を目安とする）

認定事業者

氏名 山田太郎
住所 東京都
:

認定受託事業者による匿名加工

氏名 _____
住所 _____
:



情報提供の停止、
または削除を依頼

③提供停止の受付

保護者が学校設置者（※2）に申し出 受付書類（※3）の提出

※2：公立学校であれば自治体の教育委員会、私立学校の場合は学校の経営主体
※3：学校設置者、自治体ごとの規定書式に従う

各地方公共団体あての通知

● 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行について（通知）

（平成30年5月31日付け府医第36号、30文科振第111号、医政発0531第25号、20180508商第1号
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室長、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医政局長、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官通知）

● 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律と個人情報の保護に関する条例との関係について（周知）（通知）

（平成31年2月1日付け府医第3号、30振ライ第14号、医政総発0201第1号、20190129商第3号
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室長、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長、厚生労働省医政局総務課長、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長通知）

● 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行に伴う学校における取扱いについて（通知）

（令和元年5月23日付け元初健食第3号
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知）

● 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行に伴う市町村における取扱いについて（協力要請）（通知）

（令和元年10月10日付け府医第71号、元振ライ第13号、医政総発1010第2号、20191004商局第1号
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室長、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長、厚生労働省医政局総務課長、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長通知）
（令和元年10月21日付け子母発1021第1号 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

府医第36号
30文科振第111号
医政発0531第25号
20180508商第1号
平成30年5月31日

各都道府県知事
各指定都市市長

内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室長
（公印省略）
文部科学省研究振興局長
（公印省略）
厚生労働省医政局長
（公印省略）
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
（公印省略）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行について

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「法」という。）については、平成29年5月12日に公布され、本年5月11日に施行されました。（別添1及び2参照）

また、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針（平成30年4月27日閣議決定。以下「基本方針」という。別添3参照。）について、本年5月11日付けで定められたほか、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（平成30年政令第163号。別添4参照。）及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号。別添5参照。）について、本年5月7日に公布され、本年5月11日に施行されました。

府医第3号
30振ライ第14号
医政総発0201第1号
20190129商第3号
平成31年2月1日
平成31年2月22日改正

各都道府県・指定都市個人情報保護担当部長
各都道府県・指定都市保健福祉担当部長

内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室長
（公印省略）
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長
（公印省略）
厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長
（公印省略）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律と個人情報の保護に関する条例との関係について（周知）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「法」という。）等の施行については、昨年5月31日、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行について」（府医第36号・30文科振第111号・医政発0531第25号・20180508商第1号。以下「施行通知」という。）により、各都道府県知事及び各指定都市市長宛てに通知を發出しました。

その中では、地方公共団体及び地方独立行政法人が保有する医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することは、個人情報の保護に関する条例上、個人情報を第三者に提供することができる場合として規定が整備された「法令に基づく場合」に該当すると考えられるものとしています。（この点、法の制定にかかわる制度検討を行った際のとおりまとめ報告書である「次世代医療ICT基盤協議会医療情報取扱い制度調整ワーキンググループ（WG-B）とりまとめ」（平成28年12月27日）においては、「医療情報匿名加工・提供機関（仮称）に関する個人情報保護の在り方」について、「①日本の医療水準の向上等を目指して匿名加工情報をその利活用者に提供するという特定の目的のために、②国が定める基準を満たす医療情報匿名加工・提供機関（仮称）に情報を提供する場合に限って、③情

元初健食第3号
令和元年5月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県私立学校法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
文部科学大臣所轄各学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷卓也

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行に伴う学校における取扱いについて

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「法」という。別添1及び2参照。）、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（平成30年政令第163号。別添3）並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号。別添4）が昨年5月11日に施行されました。

これにより、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に基づく就学時の健康診断並びに同法第13条及び第15条に基づく健康診断の結果が法における医療情報に該当し、法に基づき、各学校の設置者から、就学時の健康診断並びに児童生徒等及び職員健康診断（以下まとめて「学校健診」という。）の結果を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することが可能となることから、下記のとおり留意事項についてお知らせします。認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供は学校の設置者の任意ですが、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針（平成30年4月27日閣議決定）

子母発1021第1号
令和元年10月21日

各都道府県
保健所設置市
特別区

母子保健主管部（局）長 殿
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（公印省略）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行に伴う市町村における取扱いについて（協力要請）

標記について、別添の通り、各都道府県、保健所設置市及び特別区宛て協力要請がありました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、都道府県においては、貴管下の市町村への周知及び協力の要請を、保健所設置市及び特別区においては、協力をお願いします。

なお、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。略称「次世代医療基盤法」）に関し、不明点等ありましたら、下記URLをご参照ください。

記

「次世代医療基盤法」ホームページ
<https://www8.cao.go.jp/iryuu/index.html>

以上